

令和元年度

旧豊平清掃事務所地下水調査業務

仕 様 書

札幌市環境局

## 1 業務の目的

本業務は、旧豊平清掃事務所出で実施された、表土調査及び深度調査の結果に基づき、土壤汚染地域の地下水調査を行うことを目的とする。

## 2 業務の名称

令和元年度 旧豊平清掃事務所地下水調査業務

## 3 業務の場所

札幌市豊平区西岡 520 番地

敷地面積 19,873 m<sup>2</sup>

## 4 業務の期間

契約締結日から令和元年 3 月 31 日 まで

## 5 業務の内容

本業務の採取位置図等は図 1 に示す。

### (1) 飲料用井戸の調査

汚染地域の半径 80m 以内において、飲料用井戸の所在状況が公表されている資料により調査する。

### (2) 位置測量

ボーリングを実施する地点については、表層調査及び深度調査の汚染ブロック（3 か所）の中で、地下水流の方向を想定し、最も下流の場所 1 か所を実施する。

### (3) ボーリング 1 箇所（L=30m）

ボーリングは、オールコアボーリング（φ86 mm）を実施する。ボーリング掘削時に帯水層の位置にスクリーンを取り付けたケーシングを掘削孔内に挿入する。なお、定期的な水質分析を行う予定があることから、ボーリング箇所に観測井戸としての必要な施工を行う。地下 30m 到達時点で帯水層が確認できなかった場合は、随時、受託者と協議を行う。

### (4) 地下水試料採取

地下水試料採取は、ボーリングで設置した観測井戸から採取する。

採取方法は、土壤汚染対策法に従う。

### (5) 地下水分析

鉛及びその化合物（1 検体）

### (6) ボーリングコア、掘削土等

ボーリングのコアは、コア箱にて保管する。また、ボーリング発生した掘削残土および洗浄水等は、土嚢袋またはポリタンクに入れ地点が分かるようにし、敷地内に保管する。

### (7) 井戸の構造・地下水の採取方法について

井戸の構造や地下水の採取方法については「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン Appendix7」に従うこと。

## (8) その他

本仕様書のほか、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、その他関連する仕様書・指針による。また、調査箇所および掘削深度等の詳細については、協議の上決定すること。

## 6 業務管理

- (1) 委託者（以下、甲という）との打合せは業務着手前、中間、業務着手後に行うものとする。
- (2) 受託者（以下、乙という）は、業務計画書・業務日程表を作成し、甲の承諾を得なければならない。
- (3) 乙は、主任技術者に土壤汚染調査技術管理者の資格保有者を設置しなければならない。
- (4) 乙は、主任技術者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。
- (5) 本業務の円滑な推進を図るため、甲及び乙は綿密な連絡を取り、打合せ及び協議を行う。

## 7 安全の確保

業務の実施にあたっては、従業員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

## 8 資料の貸与

- (1) 甲は、乙から依頼があった場合には、仕様書に定められた図面及びその関係資料等を貸与するものとする。
- (2) 乙は、貸与された図面及び関係資料を成果品の納入時まで返還しなければならない。

### 【貸出資料】

- ・旧豊平清掃事務所地歴調査業務 報告書
- ・平成 30 年度 旧豊平清掃事務所土壤汚染状況調査業務（表土調査） 報告書
- ・令和元年 旧豊平清掃事務所土壤汚染状況調査業務（深度調査） 報告書

## 9 提出書類

乙は、業務の着手及び完了にあたって、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書・業務日程表（地点ごとの試料採取予定日がわかる資料を含むこと）
- (3) 主任技術者等指定通知書、資格保有者であることを証明できる書類
- (4) 技術者等経歴書（技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。）
- (5) 業務完了届
- (6) 成果品（調査報告書）
- (7) 請求書

## 10 成果品

- (1) 調査報告書 A4 版 3 部
- (2) 電子データ CD-R または DVD-R

- (3) 調査方法、調査内容、調査結果を整理し作成すること。
- (4) 土壌汚染対策法第 14 条に基づき指定の申請を行うことを想定し、内容等を整理すること。

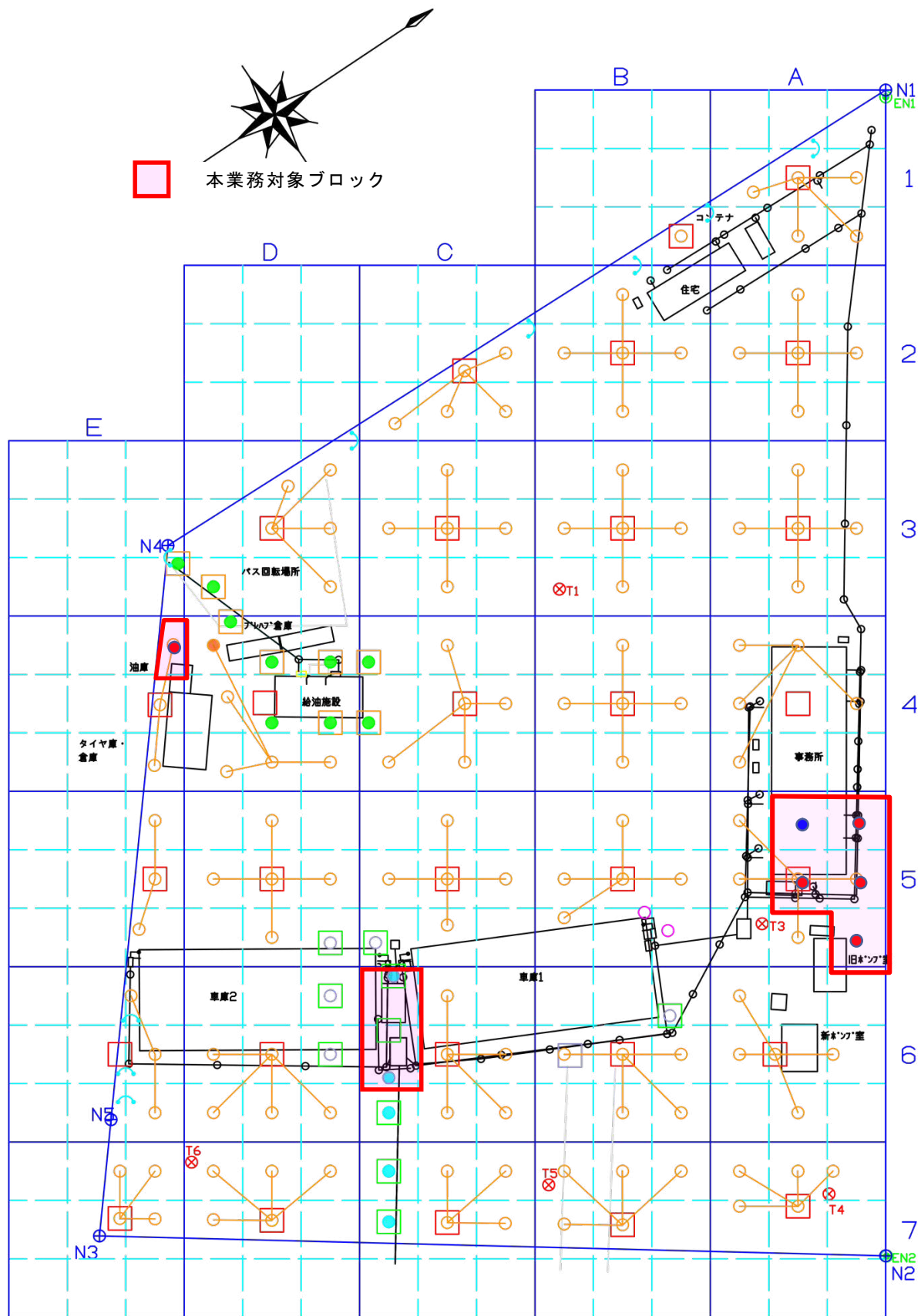
#### 1 1 検査

本業務は、甲の検査合格をもって完了とする。

なお、納品後に成果品の記入もれ、不備または誤りが発見された場合、乙は速やかに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。

#### 1 2 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 業務の遂行において仕様書等に明示されていない事項があるときは、双方協議して定めるものとする。基本事項となるもの、技術上必要と認められる軽微なものについては、乙の責任において行うものとする。
- (3) 乙は、業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 業務を実施するにあたって、作業上必要となる届出又は許可等の申請は遅滞なく行なうこととし、また、その届出書又は許可書等の写しを業務計画書に添付すること。なお、許可等を取得するにあたり時間を要する場合は、その予定等を業務計画書に記載して提出すること。
- (5) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステム実施要領に準じ、環境負荷の低減に努めること。



平成 30 年度 旧豊平清掃事務所土壤汚染状況調査業務（表土調査）より引用

図 1 調査地点